

JAPAN ICOMOS / INFORMATION

INTERNATIONAL COUNCIL ON MONUMENTS AND SITES JAPANESE NATIONAL COMMITTEE 日本イコモス国内委員会

9期 — 10号



2015.6.15

目次◆CONTENTS

はじめに／西村幸夫 01
From the President／Yukio NISHIMURA

英語サマリー／内藤秋枝ユミイザベル 02
Contents of this Volume in Brief (English only)／Yumi Isabelle NAITO-AKIEDA

2015年次第1回拡大理事会報告(3/14)／山田幸正 03
The Executive Board Meeting 14th March 2015／Yukimasa YAMADA

日本イコモス研究会報告(3/14) 文化的景観と景観計画／小浦久子 10
Report on the Japan ICOMOS Seminar(3/14)
Cultural Landscape and Landscape Planning／Hisako KOURA

ICOMOS2015年次総会・諮問委員会実行委員会の立ち上げ／藤岡麻理子 12
Setting up the Organizing Committee for the ICOMOS 2015 Annual General
Assembly/Advisory Committee in Fukuoka／Mariko FUJIOKA

文化庁の世界遺産特別委員会が開催される／西村幸夫 13
Meeting of the Agency for Cultural Affairs' Special Committee for World
Heritage／Yukio NISHIMURA

第3回国連防災世界会議の枠組みにおける国際専門家会合「文化遺産と災害に強い地域
社会」について(報告)／下間久美子 14
International Expert Meeting on "Cultural Heritage and Disaster Resilient
Communities" within the framework of the 3rd UN World Conference on Disaster
Risk Reduction (WCDRR)／Kumiko SHIMOTSUMA

太平洋バヌアツ共和国におけるサイクロン被害と「災害後ニーズ評価」実施状況につ
いて(報告)／益田兼房 17
Damage of the Cyclone and Post Disaster Needs Assessment in Vanuatu／Kanefusa
MASUDA

ポリネシア・サモアでのCRIHAPワークショップに参加して／日塔和彦 19
The International Training Center for Intangible Cultural Heritage in the
Asia-Pacific Region (CRIHAP) Workshop in Samoa, Polynesia／Kazuhiiko NITTO

ミャンマー・バガン遺跡をめぐる最近の動向／友田正彦 21
Recent Circumstances of the site of Bagan, Myanmar／Masahiko TOMODA

「文化浄化」に直面するイラクの文化遺産／岡田保良 23
Cultural Heritage in Iraq faces "Cultural Cleansing"／Yasuyoshi OKADA

ANAセールスとの日本イコモスパートナーシップ／舘崎麻衣子 25
Japan ICOMOS Partnership with ANA／Maiko TATEZAKI

会員からの声 Posting from Members
歴史まちづくりと世界遺産再挑戦／高木規矩郎 26
Protecting the Historic Town and Renewed Challenge towards World
Heritage／Kikuro TAKAGI

お知らせ Announcements
第2回日本イコモス賞・日本イコモス奨励賞の募集 28
Call for Candidates: the 2nd Japan ICOMOS Awards and Japan ICOMOS
Encouragement Awards
原爆ドーム牡蠣船問題について／矢野和之 29
The Issue of the Oyster Boat near Hiroshima Atomic Bomb Dome／Kazuyuki YANO

事務局日誌 Diary 30

はじめに
西村幸夫



前野まさる 画

この5月4日に「明治日本の産業革命遺産」に対するイコモスの評価が「記載勧告」であることがユネスコ・世界遺産センターより伝えられました。8県にわたる23資産すべてが評価されました。関係者の方々のこれまでのご苦労が報われたことに対し、お祝い申し上げます。

ただ、ここまでの道のりは日本の文化遺産の専門家にとってはやや首をかしげたくなるものでした。一部の構成資産は稼働資産という名のもとに文化財として扱われることなく、今後の保護措置も万全であるのかどうか不安が残ります。また、推薦書作成過程がベールに包まれ、国内の専門家はほぼ蚊帳の外に置かれました。こうした状況は、今後の産業遺産研究の深化や周辺資産への研究の展開にも影響を及ぼすでしょう。

一方、韓国は強制労働にかかわる施設の世界遺産登録に反発を強めています。多様な文化を尊重し保護することによって国際平和を推進するという世界遺産条約の高邁な目標とはうらはらに、世界遺産登録の努力が隣国との関係悪化をもたらすという皮肉な結果となっています。

課題は残りますが、今後、産業遺産へのひとびとの関心と理解がさらに深まることは確実でしょう。そのことをまずは喜ぶしたいと思います。

Contents of this Volume in Brief Japan ICOMOS Information 9-10

By Yumi Isabelle NAITO-AKIEDA

Entering the second semester of 2015, this number of the Information features reports of activities from members, with highlights related to World Heritage, intangible aspects of tangible heritage, and approaches for heritage affected by disasters.

“Inscribe”. ICOMOS’ evaluation for the latest World Heritage nomination submitted by the government brought a positive note to the field of industrial heritage protection in Japan, although many also raised concerns about serious issues to be expected in the future regarding the conservation of the properties. Meanwhile, the ACA’s meeting focused on reports for seven among the sites already inscribed on the WH List, which had significant movement in the past year. The meeting also explained the main lines for the nomination of four sites on the Tentative List. Highlighting difficulties met in preparing a WH site, a member’s opinion brings our attention to the need of building consensus with the community at Kamakura, where local authorities are working on ways to reformulate the nomination.

Japan ICOMOS has been active sharing information among members and to the larger public: the first of the Japan ICOMOS Seminars in 2015, to be held on the theme of Landscape, focused on landscape planning; Japan ICOMOS’ partnership with ANA, starting its second year, will focus on bringing a stronger ICOMOS touch to its program of travel and lectures targeting the general public.

Reports of activities in Bagan and at the CRIHAP

workshop in Samoa suggest that intangible aspects strongly affect the protection of tangible heritage, and should be met with increased consideration. In Bagan, ways to integrate intangible values of the site as a place of living faith should be discussed as Myanmar prepares the site to WH status, and the waves of tourism ensuing will, in all likelihood, profoundly transform the site and its social environment. In Samoa, raising the locals’ and public’s awareness of the values, qualities and strength of traditional architecture may provide the key to protect a rare stock of heritage structures that are rapidly vanishing elsewhere in the Pacific islands, while mitigating damage of natural disasters.

On site experience of the Post Disaster Needs Assessment mission in cyclone-struck Vanuatu stressed that culture and heritage have to be integrated at the earliest possible stage into post-disaster reconstruction planning. The WCDR noted that community works hand in hand with heritage in order to build, through local history and local identity, the strength and resilience needed to support each other in time of disaster. Another disaster is advancing in Iraq: intentional destruction of heritage sites, “cultural cleansing”, is a severe threat to cultural diversity in one of the richest cradles of world history. If this alarming process cannot be stopped, at least we must spread the word.

Following last year’s success, the call is open for the Japan ICOMOS Award. We look forward to seeing many candidates set another milestone in this initiative. Preparations are advancing for the Annual GA, Adcom meeting and Scientific Symposium to take place in October in Fukuoka. Get ready to host active meetings and take part in celebrating the 50th anniversary of ICOMOS: Save the date!

2015 年次 第 1 回 拡大理事会報告



2015 年次第 1 回拡大理事会が去る 2015 年 3 月 14 日（土）午後 1 時半から 3 時半まで、岩波書店一ツ橋ビル地下 1 階会議室（東京・神保町）で開催された。出席者は、委員長：西村幸夫、副委員長：岡田保良、苅谷勇雅、前田耕作、事務局長：矢野和之、理事：岸本雅敏、杉尾邦江、友田正彦、花里利一、平澤 毅、宗田好史、山田幸正、山名善之、監事：崎谷康文、杉尾伸太郎、小委員会主査：赤坂 信、伊東孝、ISC 委員：岩淵聡文、事務局：舘崎麻衣子、水本朋菜の 20 名である。拡大理事会で討議された審議事項、協議事項、報告事項などは以下の通りである。

刊行物の報告

1. インフォメーション誌 9 期 9 号の刊行について
2015 年 3 月 10 日付けで刊行されたインフォメーション誌（全 44 ページ）の内容について、簡単な紹介が山田理事よりなされた。

審議事項

1. 入退会者

1) 入会者

申請書類の回覧、審議の結果、以下の個人会員 1 名、学生会員 2 名、維持会員 1 団体の入会が承認された。

個人会員 1 名

氏 名	所 属	専門分野	推薦者
鶴島 俊彦 (つるしま としひこ)	熊本市 観光文化 交流局 熊本城調査研究 センター	城郭史、古代交通史	木下寿之・ 矢野和之

学生会員 2 名

氏 名	在学先	研究テーマ	推薦者
倉富 ゆい (くらとみ ゆい)	東京藝術大学大 学院美術研究科 文化財保存学専 攻	三越劇場の内部装飾に 用いられている材料と技 法の科学的調査	内藤秋枝 ユミイザベ ル
ANNA BOGDANOVA (ボグダノヴァ アンナ)	筑波大学	Preservation Strategies for Historical Wooden Churches in Western Ukraine	山内奈美子

維持会員 1 団体

組織名	代表者氏名	業務内容・専門分野	推薦者
富士急行株式会社	堀内 光一郎	運 輸、不 動 産、レ ジャー・サービス、およ びそれぞれの分野での 地域社会の開発と発展 のための企業活動	杉尾邦江・ 杉尾伸太郎

2) 退会者

以下の個人会員 2 名の退会が承認された。

個人会員 2 名

氏 名	専門分野	退会理由
秋葉 正嗣	文化行政	一身上の都合
西 和夫	日本建築史	ご逝去 (2015.1.3)

日本イコモス国内委員会 会員数（今回の入退会者を含む）

個人会員 419 + 1 - 2 = 418 名

維持会員 13 + 1 = 14 団体 / 団体会員 3 団体

学生会員 1 + 2 = 3 名

2. ICOMOS ISC20C 年次総会および シンポジウムへの共催について

国際交流基金より助成金の援助を受け、2015 年 ICOMOS 諮問委員会等の開催にあわせて、ISC20C 年次総会および「ASEAN と日本の 20 世紀遺産の今後の方針（仮）」をテーマとした国際シンポジウムを開催することとなった。今のところ ASEAN 諸国より専門家 20 名、ドコモモ委員 4 名、ISC 委員 4 名の 28 名の参加が予定され、10 月 31 日～11 月 1 日で開催予定である。これに対する日本イコモス国内委員会の共催について審議依頼が山名理事よりなされ、審議の結果、共催を承認した。

協議事項

1. ICOMOS 諮問委員会および年次総会の日本での開催について

前号でお知らせした通り（インフォメーション誌9期9号40頁）、ICOMOS 諮問委員会および年次総会が2015年10月に福岡市で開催される予定である。文化庁や福岡県、民間の企画会社などの協力により、財政とロジスティックスについて大方の目処が立っている。日本イコモスとしては50周年記念イベントやシンポジウムの内容に関して方向性を固め円滑な運営を図るべく、ワーキンググループを組織し、そのメンバーを募りたい。なお、立ち上げのミーティングは4月4日18時半から、都内にて行う予定である。関東在住の会員を中心に、とくに若手で英語の堪能な方にお声掛けするつもりであるので、積極的な参加と協力をお願いしたい。また、本会議の開催に当たり、専用のメールアドレスとホームページを作成した。ホームページは、英・仏・日など多言語化する予定である。

2015年度 ICOMOS 諮問委員会および年次総会専用メールアドレス

問い合わせ用：adcom2015.inquiry@japan-icomos.org

Visa 申請用：adcom2015.visa@japan-icomos.org

ホームページ URL：

<http://www.law.kyushu-u.ac.jp/programs/english/icomosdraft/symposium.htm>

西村委員長より、以上の通り開催準備の進捗状況等が報告され、意見・情報交換を行った。

2. ANA セールス(株)との協力事業について

維持会員である ANA セールス(株)とのパートナーシップによる協力事業であるイコモスアカデミーは、現在、以下の通り予定されている。

3月21日（土）14：00～15：30

「現代の都市風景にみる動と静」（赤坂信氏）

4月15日（水）14：00～15：30

「敦煌莫高窟の文化財」（中野照男氏）

5月11日（月）14：00～15：30

「天空の古代都市マチュピチュ遺跡」（西浦忠輝氏）

なお、6月・7月のイコモスアカデミーの講演者を募集している。講演テーマは、ANA からは以下の希望があるが、これに限らずご提案いただきたい。案①：エジンバラ（イギリス）、案②：ミディ運河（フランス）、案③：ポルト歴史地区またはシントラ（ポルトガル）、案④：ドブロヴニク（クロアチア）

また ANA セールス(株)より日本イコモスとのコラボレーションの色合いを強めた企画を実施したいとの提案があった。日本イコモス国内委員会としても、企画の実現可能性を視野に入れ、海外にフィールドを持っている会員による現地でのレクチャーや体験講座の実施など、これまでと異なるアプローチの仕方を考えたい。

以上の通り、矢野事務局長より報告があり、イコモスアカデミーの講演経験者らから意見・要望などが出された。

3. 2015年度の理事会後の研究会テーマについて

これまでは各回異なるテーマで研究会を行ってきたが、今後は通年でひとつのテーマを取り上げ、理解や議論がより深められるようにしていきたい。2015年度は「文化的景観の動向」をテーマとし、3回シリーズで異なる視点から見識を深めることとし、3月に続き、6月の研究会では「造園学からみた文化的景観」、12月の研究会では「歴史地理学からみた文化的景観」と題し各分野の専門家にご講演いただく予定である。あわせて文化庁など行政の立場からのご意見をいただくことを考えている。以上の通り、西村委員長より提案があった。自然遺産関係も絡めることも必要ではないかとの意見などがあった。



報告事項

1. 第3回拡大理事会について

第3回拡大理事会を富山県にて9月12日（土）に行う予定である。理事会の前日11日（金）には、富山県知事政策局のご協力のもと、立山砂防の視察や意見交換会などを計画している。以上の通り、矢野事務局長より報告された。立山砂防の視察は半日では無理で、午前中から開始したほうが良いとの意見が出された。

2. 「市民と一体となった諸戸徳成邸の保存の取組促進に関する要望書」について

2014年11月、桑名市文化財保護審議会会長・西羽晃氏より日本イコモス国内委員会に諸戸徳成邸保存運動に対する支援依頼があった。これを受け、理事の間でメール審議を行い、「市民と一体となった諸戸徳成邸の保存の取組促進に関する要望書」（本誌6頁）を作成し、1月8日付で桑名市長宛てに送付した。その後、諸戸徳成邸の保存のための調査費用などが桑名市の新年度予算案に計上され、保存の方向へと動き出した。今後も桑名市の取り組みについてフォローしていきたい。以上の通り、平澤理事より報告があった。

3. 「世界遺産原爆ドームバッファゾーン内における牡蠣船移動設置への懸念表明」とその後の動向について

広島原爆ドーム付近の牡蠣船の移設計画について、1月6日矢野事務局長と前野顧問が現地を視察した。その後、日本イコモス国内委員会は、理事間でのメール審議を経て、「世界遺産原爆ドームバッファゾーン内における牡蠣船移動設置への懸念表明」（本

誌7頁）を1月29日付で広島市に対し送付した。また、河野本部副委員長は、パリで開催中の執行委員会議において本件を紹介し、状況に応じ本部からサポートが得られることとなった。またそこでは、イコモス本部の世界遺産ユニットに公式にアラートを送る手続きをとってはどうか、との提案もあった。なお、広島市からこの件についての説明が本日の理事会直前になされた。以上の通り、矢野事務局長より報告があった。

4. 「鞆に関する声明」について

広島県より鞆の浦における防災設備および管理道路の設置計画案が提示された件で、日本イコモス国内委員会は、「鞆に関する声明」（本誌8頁）を1月29日付けで広島県に対し送付した。管理道路に関してはその後大きな動きはないようであるが、3月25日に住民を含めた協議が行われる。引き続き県の動向に注視する必要がある。一方で、鞆の保存のために、県が比較的大規模な予算をつけることになっており、築工場の改修・建て替えなどが計画されている。以上の通り、矢野事務局長より報告があった。

5. 「下鴨神社境内でバッファゾーンに含まれる一帯でのマンション計画」について

世界遺産・古都京都の構成資産の一つである下鴨神社に隣接するバッファゾーンに含まれる一帯でマンション新築計画が検討されている。これは下鴨神社の遷宮・整備資金の一部を捻出するもので、南側の駐車場敷地などに定期借地権付の分譲マンション建設が計画されている。この件について、賀茂御祖神社（下鴨神社）社務所の作成した『「糺の森」第3期整備計画について』などをもとに、宗田理事より、その整備内容などが説明された。



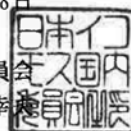
INTERNATIONAL COUNCIL ON MONUMENTS AND SITES
JAPAN ICOMOS NATIONAL COMMITTEE
c/o Japan Cultural Heritage Consultancy
2-5-5-13F, Hitotsubashi, Chiyoda-ku, Tokyo Japan 101-0003
Tel & Fax: +81-3-3261-5303
E-mail: jpicomos@japan-icomos.org

2015年1月8日

桑名市長 伊藤 徳宇 殿

日本イコモス国内委員会

委員長 西村 幸彦



市民と一体となった諸戸徳成邸の保存の取組促進に関する要望

日本イコモス国内委員会では、2014年11月18日付けで桑名市文化財保護審議会会長の西羽晃氏から「諸戸徳成邸保存運動への支援のお願い」の文書を受け取りましたことを承け、昨今の文化遺産保護に関する国内外の動向を踏まえて、諸戸徳成邸の保存に関し、市民との一体的取組を促進されることを要望いたします。

西羽晃氏から受け取りました文書には、諸戸徳成邸に関するこれまでの20年に及ぶ経緯と取組に関する資料及び『諸戸徳成邸調査報告書』等が添付され、桑名市当局及び桑名市民並びに文化財関係諸機関の弛まぬ努力の足跡を確認できます。とりわけ桑名市におかれましては、既に2006年度から2008年度にかけて諸戸徳成邸の調査を実施され、かつ、2009年3月にはその成果を『諸戸徳成邸調査報告書』に取りまとめられ、文化遺産としての詳細な内容と価値を明らかにされましたことは、この貴重な文化遺産保存へ向けての極めて重要な成果と言えます。さらに、文化庁が2009年度から2011年度にかけて実施した近代の庭園・公園等に関する全国的な調査・検討成果を取りまとめ2012年6月に公表した『近代の庭園・公園等に関する調査研究報告書』では、「国または地方公共団体による指定・登録の候補のうち重要なもの」として【重要事例】に取り上げられていることも承知しております。

桑名市では、旧諸戸家住宅及び諸戸家住宅の2件の重要文化財建造物、並びに、旧諸戸氏庭園及び諸戸氏庭園の2件の名勝庭園が、既に文化財保護法に基づき指定を受け保護されていますが、歴史的経緯の一連性からしても、諸戸徳成邸はそれらと一体を成す極めて重要な価値を有しており、この一連の文化遺産群の一部を欠くこととなれば、桑名市における文化遺産の重大な損失となることは明らかであると考えます。

昨年6月に桑名市主催で開催された新桑名市誕生10周年記念シンポジウム「近代桑名を考える」では、この諸戸徳成邸をはじめとする近代桑名の重要性とその保護に対し、桑名市民から多くの賛意が示されたとも伺い、また、この度、2015年1月4日付け読売新聞朝刊（北勢版）に掲載された「諸戸家別邸消滅の危機考える会、保存嘆願へ」の記事からも市民の諸戸徳成邸の保存にかける熱意を伺うことができます。

現在の世界的潮流においては、地域コミュニティの将来と文化遺産の保護との密接な関係は極めて重視されており、また、こうした市民の取組との協働による文化遺産保護は、最も注目されているところです。日本イコモス国内委員会といたしましては、文化遺産保護の専門的見地から、そうした国際的にも極めて望ましい取組を支援することに些かも吝かではありません。

桑名市当局におかれましては、こうした桑名市民の動向に深い理解を示されるとともに、その取組の基礎となる公有化等の措置に先鞭を付けるべくさらに尽力され、桑名市民と一体となった諸戸徳成邸の保存の取組を促進されることを希望いたします。



INTERNATIONAL COUNCIL ON MONUMENTS AND SITES
JAPAN ICOMOS NATIONAL COMMITTEE
c/o Japan Cultural Heritage Consultancy
2-5-5-13F, Hitotsubashi, Chiyoda-ku, Tokyo Japan 101-0003
Tel & Fax: +81-3-3261-5303
E-mail: jpcomos@japan-icomos.org

2015 年 1 月 29 日

広島市長 松井一實殿

日本イコモス国内委員会
委員長 西村幸夫



世界遺産原爆ドームバッファゾーン内における牡蠣船移動設置への懸念表明

広島市が世界遺産原爆ドームの保存を通して世界の恒久平和のために努力されてこられたことに対して、敬意を表します。

さてこの度、現在平和大橋下流に係留され営業されている牡蠣船「かなわ」を上流に移動する計画が進み、広島市、河川管理者である国土交通省が許可されていることについて、日本イコモス国内委員会は以下のように懸念を表明するものです。

原爆ドームは、人類の悲惨な歴史を語り継ぎ、恒久平和を祈念する場として、ポーランドのアウシュビッツと同じく、評価基準(vi)だけで世界遺産に登録された特別な性格を持つ人類共通の遺産です。そのバッファゾーンは、単に資産周辺の景観を規制し整えるゾーンというだけでなく、この資産のもつ鎮魂と平和への祈念の意味との深い繋がりをもったエリアとして認識されるべきです。2006年にイコモスの法律・行政・経済に関する国際学術委員会は、原爆ドームのバッファゾーンについての勧告を出しており、今回の牡蠣船の移動設置問題は、日本イコモス国内委員会としても勧告の趣旨を推進する立場から強い関心をもっているものです。

同じバッファゾーンの中でも、牡蠣船が原爆ドームに近づくこと、太田川の対岸とはいえ平和公園の横に位置すること、この左岸には多くの慰霊碑が設置されていること等々を鑑みると、日本イコモス国内委員会は強い懸念を抱かざるを得ません。最終的な意思決定に当たっては、もっと多くの市民の方々や被爆者の方々と交えての徹底的な議論が必要と考えます。

現在多くの外国人観光客が原爆ドームを訪れるようになっていますが、平和をテーマにした情報発信と観光は世界的にも高く評価されているものです。それだけに、世界的な視野での広い考え方と多角的な国際感覚が必要とされます。日本イコモス国内委員会は、原爆ドームとしての価値をさらに高めていくために、貴市に対する協力を惜しみません。

以上、宜しくご検討、ご配慮のほど、お願い致します。



INTERNATIONAL COUNCIL ON MONUMENTS AND SITES
JAPAN ICOMOS NATIONAL COMMITTEE
c/o Japan Cultural Heritage Consultancy
2-5-5-13F, Hitotsubashi, Chiyoda-ku, Tokyo Japan 101-0003
Tel & Fax: +81-3-3261-5303
E-mail: jpicomos@japan-icomos.org

鞆に関する声明

日本イコモス国内委員会は、漁船や渡し船が今も行きかう貴重な生きた歴史的港湾である鞆港、現在もとどれる江戸時代の町割りを維持する鞆町、桃山時代から明治時代にかけて建てられた100軒を優に超える貴重な寺社や民家建築群、名勝鞆公園、潮待ちの港としての鞆港の歴史的価値と不可分の瀬戸内海、鞆町の背後景観としてたおやかに広がる山並み、これらが一体となって形成する鞆の景観を、日本には類例がない文化的、歴史的、そして環境的価値があると高く評価してきました。

それゆえ私たちは、鞆の景観を「国民の財産ともいべき公益である」と評価した平成21年10月1日広島地裁判決を強く支持し、それを受けた広島県知事の埋立架橋工事中止決定、住民協議会など、判決後の一連の動きを注意深く見守ってきました。

このほど、広島県から、防災設備および管理道路の設置計画案が突如提示されました。計画詳細は未定とされますが、現在示されている計画は前述した鞆の景観に少なからぬ影響を与えるように思われ、極めて憂慮すべき事態が迫りつつあるとの印象を受けます。

今後も住民説明会等が行われると聞いていますが、日本イコモス国内委員会としては、事態を懸念し、今後とも注視していきたいと思えます。

さて、平成27年10月に福岡市において、国際イコモスの年次総会・諮問委員会が開催されることが決定しています。この国際イコモス諮問委員会には国際イコモス執行部役員、各国イコモス国内委員会委員長、29の国際学術委員会委員長（法律、民家建築、文化的景観等）等の中心メンバーが200名規模で参加する予定です。これまでも国際イコモスは、鞆の価値を維持するよう二度にわたって勧告を行っており、鞆の価値の維持保存には強い関心をもっています。私たち日本イコモス国内委員会は、国際イコモスと協調して、今回提案された防災設備および管理道路の設置計画案の影響を検証するための具体的な行動をおこす用意があります。

日本イコモス国内委員会は、今後の状況の進展によっては、適時に必要なアクションを起こすつもりであることを申し添えます。

2015年1月29日

日本イコモス国内委員会委員長

西村素夫





6. シンポジウム「神宮の森と東京オリンピック2020を考える」について

新国立競技場の建設に伴い景観の破壊が進行している問題で、2月20日にシンポジウムが開催された旨、会員の石川幹子氏より事務局に報告があった。

7. 日本イコモスパートナーシップについて

このたび、「縄文のビーナス」で有名な尖石縄文考古館（茅野市）が新たに日本イコモスパートナーシップに加わったことが、矢野事務局長より報告があった。

- ・現在 ICOMOS カードが有効な施設は以下の通り。
（ は新規）

姫路城、仁和寺、彦根城・彦根城博物館、薬師寺、国指定重要文化財 和田家（岐阜県白川村）、毛越寺、巖島神社、国立西洋美術館、二条城、相倉民俗館1号館・相倉民俗館2号館・五箇山民俗館・五箇山塩硝の家（富山県南砺市）、堺市博物館、中尊寺、尖石縄文考古館（長野県茅野市）

- ・下記施設については、現在依頼中である。
石見银山、東京国立博物館、富岡製糸場

8. ISC 報告

◆ ISCS (Stone)

2015年のISCS年次総会が下記の日程で開催される。

場所：Murchison House, Edinburgh, the office of the British Geological Survey in Scotland

日時：2015年5月20日～21日

また、イコモスの石造文化財の保存に関する国際学術委員会（ISCS）では、石造文化財の劣化に関する用語集を作成している。日本語－英語版が、ISCSのホームページにアップされている。PDFファイルをダウンロードして、用語集として使うことができる。またここには、フランス語、ドイツ語、チェコ語、スペイン語、韓国語－英語版、もアップされて

いる。また、昨年5月に韓国公州大学で開催された石造文化財、土構造物の保存に関する国際シンポジウムのプロシーディングスが、PDFファイルでアップされている。この他にも、2012年にニューヨークで開催された国際シンポジウムのプロシーディングスなど色々な情報が載っているので、ISCS Websiteをご覧いただきたい。

【参考URL】

<http://iscs.icomos.org/glossary.html> （石造文化財の劣化に関する用語集について）

<http://iscs.icomos.org/procs.html> （ISCSプロシーディングについて）

<http://iscs.icomos.org/> （ISCSホームページ）

＜石崎武志＞

◆ ISCEAH (Earthen Architectural Heritage)

土構造物に関する国際会議 Terra 2016 / XIIth World Congress on Earthen Architecture が、2016年7月11日～14日にフランス・リヨンで開催される予定である。

＜岡田保良＞

◆ ISC20C (20th Century Heritage)

20世紀日本における建築20選について、4月10日に後藤治氏ほか3名で準備会合を開催する予定である。産業遺産等の専門家で興味のある方の積極的な参加をお願いしたい。

＜山名善之＞

（記録：山田幸正）

小浦久子

1. 文化的景観と景観計画

文化的景観は、景観法制定と同じ2004年に、文化財保護法の改正により文化財として位置づけられ、既に全国で47件(2015年1月)の重要文化的景観が選定されている。その約8割は農耕・放牧・森林利用・漁ろうに関する景観地を対象としており、景観計画が対象とするような建築物や工作物、開発などに関する計画を、これまでは策定する必要がなかったところも多い。ところが重要文化的景観は、景観計画または景観地区内にある文化的景観で、保存の措置を講じているもののうち重要なものを都道府県または市町村からの申出に基づき選定される。このため景観計画の策定が必要となる。

景観法第2条では、良好な景観は「地域の自然・歴史、文化等と人々の生活、経済活動等との調和によって形成される」ことから「これらが調和した土地利用」によって整備保全を図るものとされている。これは、文化的景観が「地域における人々の生活又は生業及び当該地域の風土により形成された景観地」という定義に通じる。景観計画に示す地域景観のまとまりのなかの特別なものが文化的景観と考えることができる。

文化的景観の特性や景観単位、人々の認知の構造、景観の本質的価値は、保存調査¹⁾で検討されるが、その内容が景観計画の策定に活かされている例は少ない。また、景観計画の策定と合わせて活用可能な景観協議会や景観協定のしくみ、景観重要建造物や樹木の指定などは、保存の措置としてあまり検討されていない。

2. 景観計画の特性

景観計画の大きな特徴は、森林法や農振法など個別の管理法と連動する土地利用基本計画(国土利用法)の区分を超えて、山から農地、集落、都市、河

川や海まで、行政区域全てを包括的に計画管理できることである。地域が主体的に地域の土地利用や空間利用のあり方を景観から考えることができるのである。

計画内容も同様に地域の裁量性が高い。景観計画は、計画「区域」と景観形成の「方針」と「基準」、および景観重要建造物・樹木の指定方針を決めれば策定できる²⁾。基準の項目は決まっているものの、計画区域や方針の内容、基準の構成や書き方、届出対象などは各自治体が主体的に決める自由設計となっている。方針を景観マスタープランのように使っているところもあれば、地域ごと・景観類型ごとの特性と保全整備の方針を示すもの、段階的な計画策定のしくみや運用の方法を示すもの等、様々な工夫が見られる。

また、基準は色彩のマンセル値や高さ等、数値基準だけを定める計画もあれば、配置・形態や意匠、緑に関することなど、景観の保全形成に必要な内容を定性基準で詳細に提示する計画もある。ただ、定性基準では適合判断や協議が難しいと感じている自治体は多い。そのために、開発許可や緑の条例、まちづくり条例などと連携させ、協議の実効性を高める工夫をしているところが見られる。

このように景観計画のつくり方や運用の工夫は自治体に委ねられているところが大きいが、この特性を十分に活かされていない計画も多い。

3. 文化的景観の保存管理と景観計画

(1) 文化的景観と重要文化的景観

文化的景観と重要文化的景観の関係は、その範囲が一致している場合と文化的景観の一部が重要文化的景観となっている場合がある(図1)。金沢は近世城下町を文化的景観の範囲としているが、重要文化的景観は主に水路と惣構の内側だけである。遊子水荷浦の段畑は、漁村の生活空間のまとまりを対象とする文化的景観の範囲の一部である。いずれも景観計画で文化的景観の範囲を明示的に位置づけている。奥出雲のように景観計画での位置づけに基づき戦略的段階的に選定を進めて行こうとしているところも

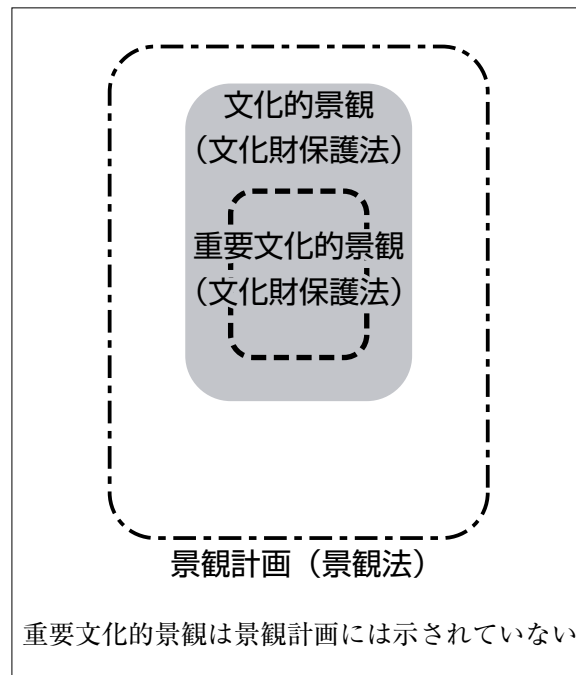


図1 文化的景観と景観計画

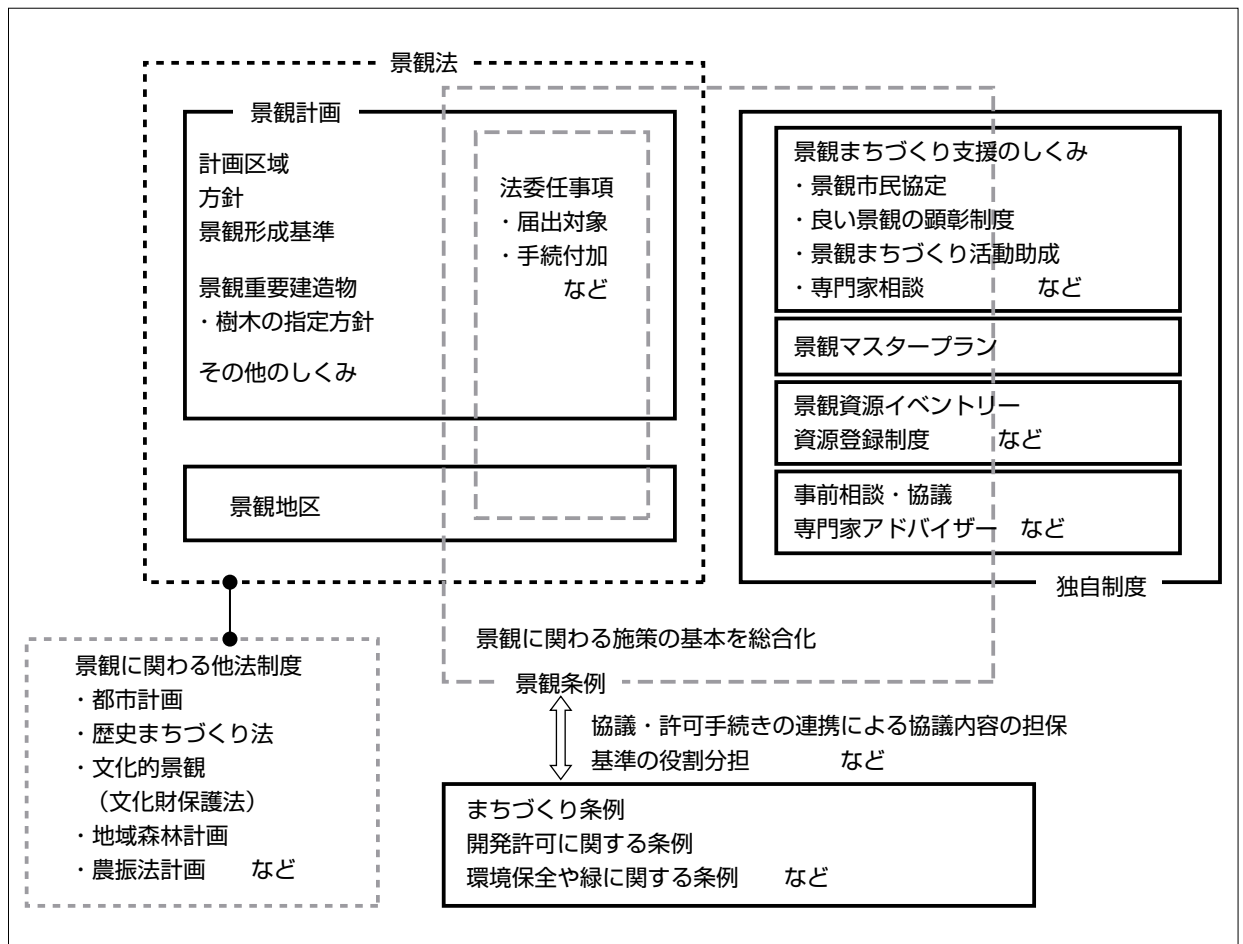


図2 景観計画の運用における工夫の枠組み

あれば、営みと風土との関係の異なる複数のまとまりを一体とした重要文化的景観もある。

このため景観計画での文化的景観の位置づけも多様である。問題は、景観のまとまりとしては、その歴史的成り立ちや営みを通じた認識等に基づく意味のある一定の空間的広がりをとらえようとするのに対し、重要文化的景観は保護の対象となる文化財であることから、ときとして構成要素や同意の範囲に制約を受けた区域設定がされる。いずれにしても建築や開発等の行為をする人が必ず見ることになる景観計画が、文化的景観の成り立ちと価値を伝え、基準の意味を示す役割を担う意味は大きい。

(2) 地域づくりとしての保存管理

文化的景観は人の営みがつくる。長い時間の中で、営みに関わる技術や担い手の変化により進化しつつ維持されてきた生活の場の表現である。これからも進化しつつ持続的であることが保存管理の基本であり、そのためには良い変化の積み重ねが重要である。

景観計画を規制と思う人は多いが、よい環境、心地よい生活風景を保全創出するためのルールと考えたい。建築や開発などの行為を地域に応じたものとなるよう協議するための基本であり、そのとき保存調査で特定されているはずの「本質的価値」が協議の拠り所となる。ただ、協議のしくみは景観法で位置づけられていないので、法的実効性を高めるには、各自治体が条例は他制度との連携により工夫せざるを得ないところは課題である（図2）。

いずれにしても風景を成り立たせている人の営みが消えれば、風景も消える。基準の強化よりも、生業の進化や風土との折り合いの知恵の伝承が必要であり、文化的景観の保存管理は地域づくりである。景観計画への取り組みは、見慣れた風景の成り立ちや土地利用のあり方、重要な構成要素を確認しつつ、ルー

ルづくりをすることであり、良い変化を積み重ねるよう管理するための基準と協議を位置づけることである。文化財部局の人に計画や地域づくりに関心がなく、景観計画の担当が文化財はわからないというときに問題が発生しているが、宇治のようにうまく活用しているところもある。

ICOMOS2015年次総会・諮問委員会 実行委員会の立ち上げ

藤岡麻理子

本年10月に福岡で開催される ICOMOS 本部年次総会・諮問委員会の実行委員会の立ち上げが、3月に日本イコモス理事会において承認され、4月4日に第1回目の会合が開かれました。4月27日には、第2回目の会合を行っています。

10月24日～30日の会期中には、年次総会と諮問委員会のほか、本部のボード（旧執行委員会）とそのビューローの会合、地域別会合、学術カウンスル、各ISCの会合、ICOMOS創設50周年記念行事、学術シンポジウムといったイベントが、アクロス福岡および福岡市赤煉瓦文化館で開かれます。福岡近郊へのエクスカージョンも計画されています。実行委員会では、予算を含めた全体的な準備状況の共有、ウェブサイトの準備、ICOMOS創設50周年記念行事のテーマ・内容のアイデア出し等を行っているところです。ICOMOS創設50周年に関しては、3月にはパリで記念行事が開かれており、6月にはワルシャワでも3日間のカンファレンスが開かれます。福岡でのイベントが、そうした先行イベントを総括しつつも、アジアの中の日本ならではのものになるよう、また過去50年を振り返るとともに、現在および将来の課題に向き合う内容になるよう、議論を進めています。

実行委員会メンバー：西村幸夫（日本イコモス委員長）、岡田保良、荻谷勇雅、前田耕作（以上、同副委員長）、矢野和之（同事務局長）、河野俊行（ICOMOS本

[注]

- 1) 「文化財保護法の一部改正等に伴う制度の運用方針等について（通知）」文化庁 2005
- 2) 2011年の景観法改正で「方針」策定が努力義務化となったが、法定方針として文化的景観の価値を位置づけることで、法定方針にもとづく協議となる



部副会長）、岡橋純子、狩野朋子、黒田乃生、桑原佐知子、館崎麻衣子、内藤秋枝ユミイザベル、藤岡麻理子、宮崎彩、山内奈美子、山田大樹（敬称略）
会議ウェブサイト：

<http://www.icomosadcom2015.com/>

<プログラム>

10月24日（土）ビューロー会合
10月25日（日）ボード会合
10月26日（月）午前 地域別会合
午後 学術委員会
10月27日（火）午前 諮問委員会
午後 年次総会
10月28日（水）午前 諮問委員会
午後 ICOMOS創設50周年記念行事
10月29日（木）終日 学術シンポジウム
10月30日（金）午前 ボード会合
午後 エクスカーション

文化庁の世界遺産特別委員会が開催される

西村幸夫

文化庁の文化審議会世界文化遺産・無形文化遺産部会（西村幸夫部会長）とそのもとに設置されている世界遺産特別委員会（西村幸夫委員長）が2015年4月20日、文化庁において開催された。

同特別委員会の主要な議題は世界遺産に登録されている資産の保全状況の報告と暫定一覧表に掲載されている資産の登録へ向けた準備状況の報告である。

既登録資産の保全状況に関して、この1年間に大きな動きがあったものとして、姫路城大天守の修理事業が平成24年度末に完了したこと、京都の下鴨神社の緩衝地帯において集合住宅の建設計画が持ち上がり、京都市との協議が進められていること、原爆ドームの緩衝地帯である元安川において牡蛎船の係留場所を原爆ドームに近いところへと移動する計画

があり、各種団体（ここには日本イコモスも含まれます）から懸念が表明されたこと、奈良市内の緩衝地帯である若草山にバスによる移動支援機能の導入に関する問題、平成23年の台風12号によって被害を受けた熊野古道の復旧状況、今年2月の大雪によって被害を受けた富岡製糸場施設の復旧状況などが紹介された。

また、富士山については来年2月1日までに世界遺産委員会に対して保全状況の報告が求められているところであるが、これに関して、世界遺産委員会での決議に基づき、昨年11月の段階で暫定版の報告書をイコモスに送付し、コメント・助言を求めたこと、それに対しておおむね好意的なコメントが寄せられたことが報告された。

世界遺産暫定一覧表記載の資産に関して、現時点での準備状況が報告され、特に推薦書提出の準備が整いつつある4資産、すなわち北海道・北東北を中心とした縄文遺跡群、宗像・沖ノ島と関連遺産群、金を中心とする佐渡鉱山の遺産群、そして百舌鳥・古市古墳群の推薦へ向けた取組が紹介されるとともに、前年に文化庁より示された推薦へ向けた課題に対して、いかなる対応を行ってきたのかの報告があった。

どのような論理で資産を推薦するのかに関して、縄文遺跡群では狩猟・採集・漁労によって定住を達成したこと、そこにおいて縄文文化が成立したという考古学的な物証（評価基準（iii））と人類と環境との親和的な関わりを示す土地利用の見本（評価基準（v））を論理の軸としていることが示された。

沖ノ島では、島を信仰の対象とする文化的伝統が長く継続してきたこと（評価基準（iii））、統一国家形成期に東アジアにおける海を越えた交流が展開していたこと（評価基準（ii））、そして島に対する信仰が現代にまで継承され、日本固有の信仰のあり方に関連していること（評価基準（vi））が考慮されている。

佐渡では、金生産技術システムの発展過程と、それと共に発展した鉱山集落とを合わせた文化的伝統を示すもの（評価基準（iii））であるとともに、それぞれの鉱床に対応して発展してきた金生産の400年以上の技術集合体の顕著な見本である（評価基準（iv））

ことを議論の軸としている。

百舌鳥・古市古墳群では、前方後円墳の巨大化が頂点に達し、当時の政治的な階層性を表している古墳群は、古墳時代の文化を物語る希有な物証である（評価基準 (iii)）と同時に、古代国家の形成過程という文化の重要な段階を示している（評価基準 (iv)）としている。

今後、本特別委員会のもとに推薦候補選定小委員会を設置し、長崎の教会群の次に推薦する案件を絞り込み、その後、世界文化遺産特別委員会の議を経て、本年9月末までに開催予定の世界文化遺産・無形文化遺産部会において決定するという手順を踏む予定である。

現時点で推薦中の明治日本の産業革命遺産に関しては特段の情報が示されなかった。

第3回国連防災世界会議の枠組みにおける国際専門家会合「文化遺産と災害に強い地域社会」について(報告)

下間久美子

1. はじめに

2015年3月11～17日、UNESCO（国連教育科学文化機関）及びICCROM（文化財保存修復研究国際センター）、文化庁、独立行政法人国立文化財機構の4機関は、ICOMOS-ICORP（国際記念物遺跡会議防災国際学術委員会）及びICOM-DRTF（国際博物館会議災害救援タスクフォース）等の技術協力を得て、国際専門家会合「文化遺産と災害に強い地域社会」を開催した（場所後述）。この国際専門家会合は、第3回国連防災世界会議（2015年3月14～18日、宮城県仙台市）との関連の中で企画及び実施された。

2. 国連防災世界会議について

国連防災世界会議は、国際的な防災戦略について議論する国連主催の会議である。防災の重要性を呼びかける「国連防災の10年」（1990～99年）の5

年目にあたる1994年に横浜市で第1回が、阪神淡路大震災から10年の節目にあたる2005年に神戸市で第2回が、そして、2015年に東日本大震災被災地の一つである仙台市で第3回が開催された。「国連防災の10年」の事務局を引き継ぎ2000年に設立されたUNISDR（国連国際防災戦略事務局）が、第2回以降の事務局を務めている。

第1回では「より安全な世界に向けての横浜戦略」、第2回では「兵庫行動枠組2005-2015：災害に強い国・コミュニティの構築」、第3回では「仙台防災枠組2015-2030」が成果文書として採択された。これらから伺える防災理念は、次のようなものである。

- 多発化、大規模化する災害は、社会や経済、環境に長期的な負の影響を与えている。持続的な発展は災害に強い社会の構築なしでは達成できず、地球規模で防災体制を確立する必要がある。
- 「災害対応力の強さ（resilience）」を高めるには、災害予防を中心とした戦略と、被災経験に基づきさらに強い社会を作る「より良い復興（Build Back Better）」の視点が重要である。
- 災害は、自然現象が社会的な脆弱性（例：貧困、疾病）や環境の悪化（例：無秩序な都市化）等と相まって発生する。対策の欠如や不足が招く災害リスク（disaster risk）を予測し、計画を立て、可能な限り被害軽減を図らなければならない。地元レベルの関与は特に重要である。



写真1 東京戦略会議
(平成27年3月11～13日、品川プリンスホテル)
(写真提供：国立文化財機構)



日本で「国連防災世界会議」とされる会議名称は、防災理念をより正確に反映するために、第1回及び第2回の World Conference on Disaster Reduction (WCDR) から、第3回の World Conference on Disaster Risk Reduction (WCDRR) へと変更されている。

国連防災世界会議は、国連加盟国や国際機関等で新たな防災戦略を討議する「本体会議」と、一般公開事業で構成する「パブリックフォーラム (PF)」を含む。本体会議の参加国数及び参加者数は、第1回が147国、約2,400人、第2回が168国、約4,000人、第3回が187国、約6,500人と増えており、第3回の参加国数は、日本で開催された国連関係会議の中で最多とされる。

3. 第2回国連防災世界会議と文化遺産防災

2005年の第2回国連防災世界会議では、立命館大学歴史都市防災研究センター（当時）が関係国際機関と日本政府に強く働きかけ、下記行事を実現した。

●1月19日、10:00～12:00

PF「文化遺産を災害から守るために①」

主催：文化遺産防災連絡会議

●1月19日、14:15～16:15

本体会議テーマ別会合「文化遺産の危機管理」

主催：UNESCO、ICCROM、文化庁

●1月20日、10:15～16:50

PF「文化遺産を災害から守るために②」

主催：文化遺産防災連絡会議



写真2 東京シンポジウム
(平成27年3月13日、品川プリンスホテル)
(写真提供：国立文化財機構)

この直前には、日本 ICOMOS 国内委員会等が京都国際シンポジウム「文化遺産と歴史都市を災害からどう守るか」を主催した。

これら一連の行事は、広範な防災の取組に文化遺産を組入れるべき必要を国際規模で論じた最初の機会と評価されている。しかし、文化遺産関係者にとっては初めての経験でもあり、その成果が兵庫行動枠組に反映されるには至らず、課題が残った。

4. 国際専門家会合「文化遺産と災害に強い地域社会」の目的と構成

上述2. 及び3. を背景とし、国際専門家会合「文化遺産と災害に強い地域社会」は、仙台防災枠組に文化や文化遺産への配慮を含めること、この枠組に即した文化遺産防災の取組目標を示すことを、主催4機関の共通目的とするものであった。

この国際専門家会合は、国立文化財機構が2014年度に着手した文化財防災ネットワーク推進事業（文化庁補助事業）の中で実施されたため、日本としては、第3回国連防災世界会議を機会に今後の文化遺産防災の推進に有用な情報及び知見を収集し、東日本大震災の経験を発信し、ネットワーク構築の足掛かりを国内外に築くという目的も有していた。

上記の目的を達成するため、国際専門家会合は、主に以下の4つの行事で構成された。

●東京戦略会議（3月11～13日、品川プリンスホテル）



写真3 第3回国連防災世界会議ワーキングセッション「災害に強い文化遺産」
(平成27年3月15日、仙台国際センター)
(写真提供：国立文化財機構)

ル)：仙台防災枠組に即し、今後の15年間に文化遺産防災をどのように発展し得るかについて討議。

●東京シンポジウム (3月13日、品川プリンスホテル)：東日本大震災被災文化遺産の救済と復旧に係る経験を海外の専門家等と共有。

●第3回国連防災世界会議本体会議テーマ別会合「災害に強い文化遺産」(3月15日、仙台国際センター)：文化遺産分野における仙台防災枠組の実践について討議。

●仙台シンポジウム(2015年3月16日、仙台市情報・産業プラザ)：第3回国連防災世界会議パブリックフォーラムとして上記の成果を公開。

最も出席者が多かった東京戦略会議には、海外専門家34名、国内専門家21名の他、多数のオブザーバーが参加した。事務局は、国立文化財機構が務め、UNESCO、ICCROM、文化庁が技術的側面を受け持った。UNESCOと文化庁は、仙台防災枠組の中で文化が配慮されるよう、作成プロセスにおいてUNISDRに意見を提出した。

5. 国際専門家会合「文化遺産と災害に強い地域社会」の成果

成果の第一は、災害に強い社会を構築する上での文化の重要性が、仙台防災枠組の各所に示されたことである。特に、下記のように(傍線筆者)、期待される成果と目標に文化が掲げられたことは、兵庫行動枠組からの大きな進展である。



写真4 仙台シンポジウム
(平成27年3月16日、仙台市情報・産業プラザ)
(写真提供：清永洋平氏)

●今後15年の期待される成果(パラ16)：人命・暮らし・健康と、個人・企業・コミュニティ・国の経済的、物理的、社会的、文化的、環境的資産に対する災害リスク及び損失の大幅な削減。

●追及すべき目標(パラ17)：ハザードへの暴露及び脆弱性を予防かつ軽減し、応急対応及び復旧への備えを強化し、強靱性を強化するための統合的かつ包摂的な経済的、構造的、法律的、社会的、健康的、文化的、教育的、環境的、技術的、政治的及び制度的手段の実施を通じて新たな災害リスクを予防し、既存の災害リスクを減少。

成果の第二は、東京戦略会議で出席者全員の合意により勧告文がまとめられたことである。有形・無形、動産・不動産を含む広い分野の文化遺産専門家が一堂に会して合意形成に至ることができたのは、災害対応力の強さ(resilience)とは何か、より良い復興(Build Back Better)の目指すべき「良さ」とは何か、これらに文化遺産がどのように関わることができるのかという基本的な部分で理念を共有できたからと考えている。

勧告文に示された基本となる考え方の概要を、若干の補足を含めつつ、以下に記す。

●文化遺産は、地域社会の災害対応力の源となるものであり、計画や被害軽減、災害時対応、復旧等のあらゆる面で地域社会を助けるツールとなる。

●この場合の文化遺産には、不動産や動産、都市や景



写真5 パネル展示：
約30枚のパネルをシンポジウム会場及び3県4カ所に展示
(写真提供：清永洋平氏)



観、文書館や図書館の書物、無形（例：知識、伝統、祭礼、言語、技能）等、多様なものを広く含める必要がある。

- 関係者も多様となるが、災害リスク管理の主体は地域社会である。
- 文化遺産を通じてその土地固有の知識や考え方を良く理解し、何が人々の行動を動機づけ、協働を築く上で誰がどのような役割を果たしているかをよく認識しながら、協力や調整の手段を築く必要がある。
- 災害は、ある自然現象に対する脆弱性が二次被害を複合的に招くことで惨事へとつながる（例：地震への備えの不足が火災や液状化、原発事故へとつながる）。
- それ故、文化遺産と災害リスク管理は、現場規模から国際規模までのあらゆるレベルのガバナンスにおいて、一体的に取り組まれる必要がある。
- また、災害関連の事業や活動に、文化に対する配慮と情報が行き届いたアプローチを普及させる必要がある。

6. おわりに

国際専門家会合は、東日本大震災被災文化財の救援や復旧を振り返る上でも有意義であった。文化財防災ネットワークの推進、ヘリテージマネージャーの養成、発掘調査と復興事業の両立、民俗文化財の復旧等、海外専門家が関心を持ち、勧告文にその要素が取り上げられた事項がある一方で、異なる種別の文化財間の連携、国と地方公共団体の役割分担、地域の文化財目録の充実と共有、文化財とその周辺地域の一体的保護のための省庁間連携等、課題も具体的に見えてきた。

防災は、社会のあらゆる分野に共通する課題である。分野毎に強化を図り、分野間で連携しなければ、持続的発展や気候変動といった複雑な社会的課題には対処し得ない。文化遺産防災も、こうした社会全体との関連性を認識しながら取り組む必要があろう。

末筆となるが、開催に御協力をくださった全ての方々に、心からの感謝を申し上げたい。

太平洋バヌアツ共和国におけるサイクロン被害とPDNA (Post Disaster Needs Assessment 「災害後ニーズ評価」) 実施状況について(報告)

益田兼房

国連主導で実施の標記 PDNA に、ユネスコ文化分野調査のため、豪のロビン・リデット氏と ICOMOS-ICORP メンバーとして参加する機会を得たので、その概要を報告する。

1. 災害発生と国連・世銀・バヌアツ政府による PDNA 実施の決定

2015 年 3 月 13 ～ 14 日に、瞬間風速 85m 中心気圧 896hp を記録する最大級の熱帯サイクロン・パムがバヌアツの島々を襲った。ちょうど、仙台で国連防災世界会議の開会時にあたり、出席中のバヌアツ大統領への国際社会の同情が集まった。

10 日後には、国連人道問題調整事務所 (UN-OCHA) が、死者 11 人、全人口の半分以上が被災し、病院・学校・地域インフラ等が大被害を受けたとし、水・食料・シェルターで当面 6 月までに必要な約 30 億円の国際的人道支援を要請した。

4 月初めには、バヌアツ政府は国連・世銀と協議連携し、PDNA 実施を決定した。その目的は、(1) 道路空港水電気通信等インフラ関係、(2) 住宅病院学校等社会関係、(3) 商工業観光農林漁業等生産関係、(4) 環境等その他、の 4 部門について、全体被害額概算とこれによる経済的損失額概算を行い、国の復旧戦略と再建順位を定めることとした。

2. 文化分野の PDNA でのステータスと作業分野

国連の PDNA 指針では文化 Culture は独立した分野として指針があるが、今回当初の世銀側 PDNA 計画には、文化分野の作業は災害復旧上重要でないとして含まれて無かった。しかし、ユネスコと相談したバヌアツ政府の文化担当部局（内務省文化センター）が政府災害管理事務局と協議し、文化分野の調査が

承認され、ユネスコはイコモス専門家（豪1、日1）の参加を要請して現地調査に入った。最終的に、期限の4月21日までに調査報告書を出した文化分野は、指針通り（2）部門内に独立して位置づけられた。PDNA 全体報告書は5月中旬に公刊予定である。

文化分野の調査は、4月8日から21日まで、木造議会建築（全体額の28%）、世界遺産、博物館・図書館施設、歴史的建造物、伝統的木造集会所建物（一般にNakamalと呼び、強風に強い。写真）、教会建築（同64%）に及び、政府算定で総額約1億1千万円の被害額となり、バヌアツ PDNA 全体被害総額約500億円の0.2%に当たる。

3. バヌアツ PDNA の取組体制と今後の活用等

5月9日のバヌアツ政府閣議決定により、このPDNA 報告は人道支援行動計画とともに、24ヶ月以内に達成すべき政府主導の復興行動計画の数値的基礎として承認され、国際的支援機関・団体等との交渉が5月中旬から始まっている。

今回の国連世銀 PDNA の実施体制は、バヌアツ政府首相事務所の災害管理事務局が中心となり、作業事務は世銀が担当して、25の国際機関等から20部門で160名が参加した。注目されたのは、全体を仕切った世銀専門家の中で中心的活動をしていた東京事務所の日本人金田恵子氏であり、またユネスコ太平洋事務所文化企画官も日本人高橋暁氏であって、首相事務所での毎日の会合でも、多数を占める豪米等専



写真1 バヌアツの伝統的木造集会所（掘立て垂木構造・草葺き、強風に強く村人の避難所）

門家とともに存在感を示していた。日本政府は、バヌアツ国との友好関係から、災害直後に専門家派遣と現地事務所があるJICAから2千万円相当の緊急援助物資提供を決定、次いで15名の医療巡回活動チームを派遣、無償資金協力1.5億円供与等を行った。

文化遺産分野では、本年3月の国連防災世界会議関連文化財防災専門家会議の結論文書での文化遺産分野の国際的PDNA 推進の趣旨に鑑み、（独法）国立文化財機構文化財防災ネットワーク推進室は、ユネスコ太平洋事務所とバヌアツ政府内務大臣からの要請に基づき、4月9日から22日まで同室研究員でICOMOS-ICORP 専門家の益田を派遣した。

4. PDNA：今後の課題

PDNA は、災害後の復旧復興経費の早期積算国際手法として各国とも習熟が必要で、文化や文化遺産の分野がこの活動に参加しないことは、政府全体の復興計画からの脱落を意味するので、あり得ない。しかし、国連PDNA 指針が、Social Sector の一分野として文化分野の指針を示しているにもかかわらず、今回のバヌアツ PDNA 担当事務局となった世銀が、世界遺産が存在するにもかかわらず、最初段階で文化分野の参加は不要としたことは、遺憾であった。もし、バヌアツ政府文化担当部門やユネスコがここで引き下がってれば、今後の活動に支障を生じた恐れもある。国連PDNA 自体が始まったばかりの段階であるため、ここしばらくは参加実績を積み上げて



写真2 同左内部



いくことが不可欠となっている。

一方で、PDNA の緊急活動では、平常時から文化遺産各分野の目録整備（災害情報 GIS も含む）や、災害復旧経費算出のため修理管理経費の標準単価等の積算根拠を整理しておく必要がある。被害程度のカテゴリ設定も含めて、国際標準的な考え方を整備しておくことが必要となっている。日本国内での大震災の経験からも、動産・不動産、有形無形の文化遺産各分野での復旧方法の検討、経費積算に必要な客観的数値的データの整理等を行うことが、急がれる。

引き続き4月25日に発生したネパール・カトマンズ世界文化遺産でも、その総合管理計画で防災計画が不可欠と従来指摘されながら、復旧が危うい深刻な事態になっている。世界各地で大災害が頻発する近年、イコモス ICORP としては、国際的な文化遺産防災専門家ネットワーク構築は一定の成果があるが、世界遺産・博物館等の総合的防災計画作成研修、軍の文化遺産国際救援出動のためのブルーシールド体制構築の推進、また国際的 PDNA 参加のための活動経費確保等、総合的な取組が必要になっている。

ポリネシア・サモアでのCRIHAPワークショップに参加して

日塔和彦

1. CRIHAP ワークショップ

2014 年 11 月に開催されたポリネシア・サモアでのクリハップ CRIHAP ワークショップに Senior conservator として参加したので、その報告と感想を述べてみたい。

CRIHAP は中国北京に事務所をおく「アジア太平洋地域における無形文化遺産センター」で、国際研修を実施するユネスコ機関である。今回はサモア政府教育スポーツ文化省との共催で「太平洋地域における先住民の建築の活性化と持続可能な建築技術に関する地域ワークショップ」をテーマに11月3日から7日までの5日間、サモアの首都アピアで開催され

た。参加国はサモアのほか、ニュージーランド、トンガ、フィジー、クック諸島、ニウエ島のほか、国連開発計画 UNDP や南太平洋大学 USP などの組織も参加した。参加人数は合計 60 名で、大工棟梁や若い方の参加もみられた。また、アピアにはユネスコ太平洋州事務所があり、高橋暁さんをはじめとする日本人スタッフの方々には、ワークショップでの通訳やウボル島内の伝統集落の訪問などサモア滞在中はお世話になった。

2. ワークショップの内容

ワークショップは無形文化遺産というよりも伝統的な民族建築（先住民の建築）に特化して行われた。内容は各国からの文化遺産（民族建築とその技術）に関する状況報告と質疑、特定のテーマについての討論があった。討論のテーマとしては、民族建築の保護すべき要素、利点と欠点、なぜ伝統技術を再活性化させるのか、どのように活性化させるかなどで、それぞれ5グループに分かれて討議を行いグループ毎に討議内容の発表が行われた。最後に持続可能な建物の技能についての「アジア - 太平洋勧告」の提案が決議された。

また、会場の脇では民族建築 Fale の建築工事が大工集団によって行われた。Fale はサモアの伝統的な家屋のことで、3種類の Fale がある。集会等に使用される円形の大規模な Fale tel、儀礼用の横長な Fale afolau、一般の住宅に使用される小規模な Fale o'o で、いずれも柱は掘立て、壁や建具のない柱だけの



写真1 ワークショップでの建築建物

吹き放し、屋根はパンダナスの葉で葺いた建物である。建築されていたのは Fale o'o で、ワークショップ初日には柱が立って、平部分の小屋組が完成していた。その後、ワークショップ期間中に垂木と屋根野地、妻部分のドーム状の屋根を造り、3日目から茅葺きに入った。5日目の最終日までには、写真にあるような約半分までの茅葺きが終了したので、もう2〜3日で建物は完成するとみられる。大工は5人と棟梁1人で10日間、60人程の手間数とみられる。サモアの建築に用いられる工具は斧だけで、現在は鉄刃を使用しているが、100年ほど前までは石器を使用していた。この斧で木材を整形し、簡単な仕口をつくるが、柱上に桁を載せるための仕口は相欠だけで釘類は一切使用していない。これでは建築構造としては成り立たないため、部材同志を縄で結ぶ。この縄はココヤシ殻の繊維を編んだ Afa で、仕口部分を丁寧に何重にも巻き付けて模様とした装飾的なものとなっている。

その他、エクスカージョンして市内の観光センター、Fale tel 形式の国会議事堂、国立博物館、NPO 法人の民族建築展示施設 (Tiapapata Art Centre) などを見学した。観光的な施設は、ほとんどが木造、又はコンクリート造りの Fale 形式で、規模が15mを超え、高さも15m程もある大規模な施設も多く、屋根は茅葺きでなく、木羽葺きになっている。国立博物館には、多くの Fale の古写真が展示しており、建築中から居住の方法までを知ることができた。アートセンターでは、復元されたやや小規模な Fale tel



写真2 居住している Fale o'o

で、建築儀式や建築法について説明を受けた。たまたまそこで降雨にあってしまったが、柱の間にスダレ (Pola sisi) を降ろして風雨が室内に吹き込むのを避けていた。

その他、ワークショップ前後の休日を利用し、ユネスコ事務所の案内で個人的にリゾート地の茅葺き建物や世界複合遺産候補地の伝統集落などを訪問し、サモアの伝統的建築文化の理解を深めることができた。

3. サモア民族建築の特徴と保存対策

サモアは、日本の統治下には入らなかったものの、ポリネシア諸島の中では日本での調査が比較的行われている。文化人類学的調査は1965年から大阪市立大学を中心にして継続的に行われたほか、1982年には民家史研究者の調査も行われている。今回のワークショップでの各国報告からは、他の諸島ではホテル施設の建物や伝統民族集落として数か所程度が観光的に保存されているにすぎず、生活している一般住居には民族建築がほぼ全滅しているを知ることができた。そうした状況の中で、サモアにはアピア近郊も含めて、地方には各種の Fale が豊富に残り、しかも茅葺きのままで実際に居住しているのを数多く目にしてきた。ポリネシアの中で、あるいは太平洋州の中ではサモアが最も伝統的な文化が現在に残っていると考えられる。

しかし、この伝統的文化も急速になくなりつつあ



写真3 ホテルに復元された大規模 Fale afolau (屋根は木羽葺き)



ることも認識してきた。次第に RC 造やブロック造、鉄板葺きの洋風建物が増えているのである。吹き抜けで、かつ一室だけのプライバシーのない伝統的な生活から、個室を持つ近代化された住宅が受け入れられている。

今回の一連の訪問を通して感じられたのは、建築構造上の調査が不足していることもあって、伝統建築の持つ価値の認識が明確にされていないことである。サイクロンや地震では、洋風建物よりも倒れにくいという言い伝え程度の認識である。今年 3 月にバヌアツを襲った大型サイクロン・バムによる被害報道をみても、そのことを裏付けているようである。建築構造は、その島の成因が火山島かサンゴ礁かによって島ごとに異なる固有な造りとなっていて、統一的ではない。バヌアツの民族建築はサモアの造りとは異なって、掘立柱の壁を持っている。

私は建築構造が専門ではないが、独自の構造を持つサモア民族建築のすぐれた構造的特性が、適切な評価を受けているとは考えられず、政府も居住している住民もその価値を認識していない。その著しい特徴としては、根入りの深い掘立柱の存在や建物軸部が吹き抜けであること、屋根が軽いパネル式の茅葺きであることなど、自然災害に対する要素が強いことが考えられる。また、ココヤシ実の繊維は 30cm



写真 4 Fale afolau 小屋組

程度と短いものの、今回行った引張り強度の試験では、意外と強い結果が得られた。日本の持つ高度な木造建築の構造解析手法を用いて、地震や強風時の構造特性を明らかにする必要性を感じる。

サモアの民族建築はほとんど工具を用いない「結びの建物」である。この保存において必要なのは、建築構造的な評価を行って自然災害に強いことを証明し、このことを一般に広く知らしめることである。また、豊富に存在する民俗建築の分布調査を実施して台帳に登録し、行政的に保存を支援する体制に持っていくことも必要で、さらに民族建築技術を若い人に伝承する体制を整えること、必要な茅資材や繊維縄を確保すること、住民に対する教育などが早急に必要であることを、今回のワークショップに参加して感じられた。

ミャンマー・バガン遺跡をめぐる最近の動向

友田正彦

3 年ほど前からミャンマーの有形文化遺産保護に関わるようになり、同国を訪れる機会も次第に多くなってきた。その中で接した情報をもとに、バガン遺跡をめぐる近況を報告するとともに、それについて若干の私見を述べたい。

ミャンマーが世界遺産条約を受諾したのは 1994 年のことだが、それから丁度 20 年目の昨年になってようやく、同国からの第一号として「ピュー古代都市群」の世界遺産登録が実現した。一方で、ミャンマーを代表する文化遺産と言えばバガンの考古遺跡群が最重要であることは、おそらく衆目の一致するところであろう。実際、96 年に暫定リストを提出した直後より、当時の軍事政権はバガンの世界遺産申請を目指したものの、保護のための法制度の不備や保存管理計画の不在などがユネスコから指摘され、断念に追い込まれた経緯があることは、ご存知の方も多いものと思う。



写真1 観光客を乗せて遺跡上空を飛ぶ熱気球

筆者が3年前にネピドーで考古局長と面談した際にも、本命はやはりバガンで、ピューの登録プロセスはいわばバガンの登録に向けた予行演習として位置付けている、と話されていたのを記憶している。ピューの登録が実現した今、ミャンマー政府とユネスコは、いよいよバガン登録に向けた取り組みを加速させ始めている。昨年10月には、ユネスコ・イタリア信託基金事業の枠組みのもと、ユネスコと文化省の共催によって、登録に向けたプロセスをテーマとする国際専門家会合がバガン現地で開催され、申請に際して適用すべきクライテリアをめぐる議論などが本格的に開始された。会合の直後、考古局幹部は最短で3年以内の登録を目指すと表明している。

2011年の民政移管後、社会のあらゆる面で急激な変化にさらされているミャンマーだが、バガンにおいてそれはまず、外国人観光客の急増やこれを見越したホテル・レストラン等の建設増加という形で表れている。一応の保存ゾーニングはあるものの、遺跡の核心部と言えるオールドバガンのエイヤーワディ河沿いに立地する高級リゾートホテル群や空港近くに広大な面積を占めるゴルフ場といった、軍政下に整備された既存施設の存在は追認されている形で、20年前に指摘された課題の多くは依然未解決のままと言わねばならない。昨年からは、ヘリテージ・インパクト・アセスメントやJICAによる観光開発パイロットモデル構築プロジェクトも進行中だが、遺跡保存管理計画よりも観光開発計画の策定に向けた動きが先行していることには、憂慮の念を禁じ得な



写真2 遺跡の状態記録につき考古局スタッフと意見交換する筆者（中央）

いところである。世界遺産リスト入りがさらなる激変の引きがねになるだろうことを思えば、あまりすぐには登録が実現してほしくないというのが正直な気持ちでもある。

一方、遺跡自体の保存をめぐるっては、有力者の寄進によって歴史的根拠に乏しい仏塔の復原や再建が近年まで盛んに行われ、これが世界遺産登録への最大の障害であるかにも喧伝されてきた。民政移管後、文化遺産分野でもユネスコや諸外国との交流が再び活発化する中で、考古局としてもこの種の批判にはかなり神経質になっており、今では考古局直営以外の修復を基本的に認めず、自ら行う修復作業でも最小限介入の原則を掲げるようにはなったが、ミャンマー人一般の捉え方としては文化遺産である以前に信仰の対象である仏塔や仏像への寄進行為を制約されることには抵抗感が根強いものと思われる。バガンのOUVにおいて、有形遺産に付随する無形的価値の側面をどのように評価すべきかは、他のケースにも増して十分に議論されなければならないポイントであろう。

昨年から、ユネスコ・日本信託基金事業も始動している。本事業では、90年代にユネスコが作成した遺跡インベントリーの更新・拡充と標準化された保存状態評価手法の確立とを二本柱とする調査検討が目下行われており、筆者も国際専門家チームの一員として主に後者の作業に参加している。とは言え、我々が限られた調査期間にできることは限られており、新たなフォーマットに従って実際にインベント



写真3 昔ながらの農村風景

リーを作成し、将来にわたって保存状態をチェックするのは、あくまでミャンマー人の考古局スタッフの仕事である。しかし一方で、現実を直視すれば、3,000を超える遺跡群の保存管理を担当する考古局バガン支局には数名の専門職員しかいないのが実状で、このような体制の抜本的改善なくしては、いかに優れた計画やガイドラインを作ろうとも絵に描いた餅に終わりがかねない。日本やイタリアなど各国が支援する人材育成事業においても既に研修生の競合が生じており、研修による日常業務への支障という本末転倒した事態への懸念も現実味を帯びてきている。今後急増していくはずの観光収入を、保存体制の整備充実のみならず、例えば遺跡管理への地元住民の参画などを通じた貧困削減といった方向にもつなげていくことができるかが、持続的発展の鍵となるに違いない。

このように、バガン遺跡群をめぐるのは、保存行政と開発行政、あるいは支援国間においても、事業の相互調整と適切性評価のための包括的な仕組みの構築が必要な段階に来ていると考えざるを得ない。カンボジア・アンコールにおける国際調整委員会は政治的に過ぎたとしても、ユネスコがバガンにおいて同様のイニシアチブをとる気配が全く見えないのは、背景にある状況が大きく違うとはいえ、残念なことである。

「文化浄化」に直面するイラクの文化遺産

岡田保良

ISの蛮行と国際社会

その呼称からして議論百出のIS（イスラーム国、アラビア語でダーイシュ）に関わるニュースの中で、「文化浄化 cultural cleansing」^注という、その字面には似つかわしくもない空恐ろしい熟語を耳にする。シリアでの蛮行を繰り返した後の今年2月、彼らはイラクで拠点とする北部の都市モースルにおいて図書館や大学蔵書を大々的にうち壊したという。その報道を受け、ユネスコは「この破壊行為は、イラクの武装過激集団が支配する地域で現実となった文化浄化の新たな局面を示し、それは遺産の組織的な破壊やマイノリティへの迫害にとどまらず、イラク国民の魂でもある文化の多様性を消し去ることを強要する」との非難声明を発した。その後まもなく、モースル博物館が収蔵する世界遺産遺跡ハトラ（写真1）



図1 イラク北部の世界遺産▲、暫定遺産△、ほか△

注) 「文化洗浄」とも訳される。文化抹殺 cultural genocideともいうが、パレスティナやバルカン、アフリカでの民族紛争でも馴染みとなった「民族浄化 ethnic cleansing」という先行する用語に並ぶ概念として定着しそうだ。アメリカのイラク侵攻を読み解いた「Cultural Cleansing in Iraq」(2010)という出版もすでにある。

の彫像や、市街に隣接するニネヴェ遺跡を飾る有翼人面牡牛ラマッス像などに対する徹底した破壊行為の衝撃的な映像が世界中を震撼させた。ボコバ事務局長は重ねて声明を発して安保理開催を促し(2月26日付)、翌日には世界に向けて「文化浄化」の阻止に向けた動員を呼びかけた。

ICOMOSのアロウズ会長も、「(ISが教唆する)危機に際し、個人と集団、そして我々が共有する文化遺産と記憶を大々的に抹殺するという独断的で正当性のまったくない行為を前にして、イコモスは無言の証人ではいられない。あまりに重大な暴虐行為がなされたことを思えば、我々が単に拒絶の表明をするだけでは意味がなく、もはや正しい対応とはいえない。いま私たちがなすべき責務は、可能な限りの手段を通じてその狂気の沙汰を止めることだ」として、ユネスコの声明に対する全面的支持を表明した(2月28日付)。

その後4月に入り、なぜか改めてハトラ遺跡での彫像破壊現場の様子が流され、つづいてアッシリア帝国諸王の王宮跡で知られるニムルド遺跡(写真2)を大量の火薬を投入してまで破壊し尽くす映像が伝えられ、ことの深刻さをますます印象付けた。ユネスコは再びイラクの文化そのものが抹殺される懸念を表明するとともに、こうした事態に付随しがちな動産文化財の不法取引にも協調して対処するよう、国際社会に訴えた(4月13日付)。



写真1 ハトラ遺跡中心部

イラクの世界遺産

1985年、イラクで最初に登録された世界遺産ハトラは、モースル西方の沙漠地に位置するパルティア時代のおアシス都市。ティグリス川に面するモースルの町からユーフラテス沿いの別のISの拠点をショートカットで結ぶ途上にあたることと今回の不幸は無縁ではなさそうだ。他方ティグリスの東岸にあるニムルド(写真2)やニネヴェの遺跡は紀元前9-7世紀にアッシリア帝国の首都であった。両遺跡とも世界遺産暫定リストに掲載されている。アッシリアには別にアッシュールとホルサバードという都があり、いずれも現在はISの勢力域の内にあると推察される。ホルサバードはすでにISに蹂躪されたと伝えられ(3月8日付)、危機遺産としての世界遺産アッシュールがいつまで無事でいられるか懸念が募る。一連の蛮行を考えると、ISは本気でイラクの過去を抹殺しようと意図しているかもしれないからである。タリバンによるかつてのバーミヤーン大仏爆破のようなシンボリックなプロパガンダや単なる偶像否定とは一線を画す行為という指摘もある。

イラクにはほかに2つの世界遺産がある。ひとつはアッバース朝期の都市遺跡サーマッラー、もうひとつは昨年登録されたばかりのエルビルの城塞である。前者は米軍侵攻後に内紛時の戦闘の場となったことから、2007年に危機遺産として登録された。著名な螺旋形のミナレットはじめ修復や整備が進められ、昨年1月の詳細な保存状況報告では危機遺産からの除外を要望するまでになっていた。その後まも



写真2 ニムルド遺跡の王宮入口



なく IS の勢力下に置かれた可能性があり、もともと彼らが標的とするシーア派の巡礼地となっていただけに、さらなる被害を受けていないか、詳しい状況がわからないもどかしさが募る。

他方エルビルの町は今や半独立国の様相を呈するクルド地方の首都で人口 130 万を擁する。その中核の歴史は古く新石器時代に遡り、重なる集落跡が形づくる遺跡の丘（テル）は高さ 20m 以上、ほぼ平らで 10ha 余の円をなす頂部にオスマン時代の町が載る。混迷するイラク情勢を尻目に悠々と世界遺産登録を果たせた背景には、米軍侵攻後早くからクルド地方では独自につくり出された良好な政治と社会の状況がある。バグダードを経由しない国際文化交流も盛んで、昨年前半には複数の日本考古学チームが現地入りしている。今年に入ってから筑波大学の考古学調査隊が現地入りしたと聞く。ただ IS との緊張関係が新たに生じているとの見方もあり、予断は許さない。

バグダード周辺以南、すなわちかつて列強諸国がこぞって調査団を繰り出して成果を競ったシュメール・バビロニアの文明を代表する遺跡もちろん暫定リストにはいくつか含まれている。ところが、1974 年にいち早く締約国となったものの、イラクは当地域から 1 件の世界遺産登録も果たせなかった。その背景には、この国が経験してきた不幸な現代史を見て取ることができる。いまなお不安を抱えるものの、来年にはそれらの中からはじめて世界遺産が生まれるかもしれないとの情報もある。いつ私たちが再び足を踏み入れることができるのか、その日が遠くないことを望みたい。

いま、何ができる？

いま私たちは、シリアとイラクで起こり続けている未曾有の歴史的犯罪「文化浄化」に直面している。IS の勢いは、多くの中東研究者の予測を笑うかのように、陰りを感じさせない報道があい次ぐ。文化遺産をめぐる環境は、対話の相手を見いだせないまま、打開に向けての一条の明かりすら見えてこない状況がつづく。ICOMOS として、アロウズ会長の声明を

超えてどう対処することもできない。とはいえ、いまできることは何か、私たちは考えないわけにはいかない。「文化浄化」貫徹の先には、考古学も、文化財も、その保護も、もちろん世界遺産も、すべて無に帰す世界が控えているからである。いま私たちが始めるべきこと、それは文化遺産あふれる当地の歴史と計り知れないその価値を最大限地球上の人々に伝える、そのくらいのことしかないかもしれない。しかしそれだけでも、一段と大きなエネルギーを注ぐことを今私たちは求められている。

ANAセールスとの日本イコモスパートナーシップ

館崎麻衣子

ANA セールス株式会社とのパートナーシップを始めてから、一年が経過した。

昨年度は、初めての試みであったので、両者ともに手探りで進んできたが、ANA セールス株式会社の担当者、イコモスの専門家の方々のご尽力の下、旅行とセミナーをセットにした企画を 6 回、セミナー単独の企画を 5 回実施することができた。

残念ながら、これまでのところは、旅行の企画は、国際情勢やエボラ熱といった社会的な影響もあって催行には至っていないが、この度「文化遺産と共生するルーマニアとモルドバ周遊」の旅行企画が、今秋に催行されることがほぼ確実となっている。

これは、現地ルーマニアで、イコモスのメンバーでもあるフレスコ画修復の専門家オリヴィウ・ボルドゥーラ氏に、世界遺産の聖堂における修復作業について、レクチャーをお願いするものである。

今年度からは、企画の内容をブラッシュアップして、文化財の専門家集団としてのイコモスの特色を活かした企画の在り方を検討していく方針である。具体的には、新たな視点からみた文化に基づく旅行の組み立てや、現地への日本人専門家の同行、文化財に係る現場体験などである。現地との調整など、課題

は大きいがひとつずつ進めて行きたいと考えている。

現在は、前田耕作先生のご協力を得て、シルクロードをテーマとしたシリーズ企画を検討中である。詳細については、またご報告いたします。

■旅行とセミナーをセットにした企画

- ・世界文化遺産と共生するルーマニア紀行
- ・世界の至宝イタリアが誇る芸術徹底探訪ナポリ・ローマ
- ・万能の天才レオナルド・ダヴィンチの足跡を辿るフィレンツェ・ミラノ
- ・ルネサンス芸術と古都を巡るイタリア
- ・ヨーロッパの異郷ナバラ王国ゆかりの地を辿るスペイン
- ・文化遺産と共生するルーマニアとモルドバ周遊

■セミナーの企画

- ・フレスコ画の歴史と技法
- ・ヨルダンの世界遺産
- ・バーミヤーン遺跡の保存活動
- ・パリ、イルドフランスにおけるルノートルの作った世界遺産・作品群
- ・現代の都市風景にみる動と静

会員からの声

◆歴史まちづくりと世界遺産再挑戦

高木規矩郎

2013年4月末のイコモス勧告で「不記載」となり、「武家の古都・鎌倉」の世界遺産登録が頓挫してから2年がすぎた。登録にかかわった神奈川県・横浜市・鎌倉市・逗子市の4県市登録推進委員会と鎌倉市では、勧告内容を独自に分析するとともに歴史まちづくり法の認定を受けるという前提で、世界遺産再挑戦の実現性を暗中模索している。



写真 円覚寺舍利殿

1. イコモス勧告の検証

イコモス勧告後いち早く再挑戦の意向を固めた4県市委員会では、1年にわたって勧告内容の分析を行い、2014年6月に報告書を公表した。3部構成で第1部「イコモス勧告の分析」では、勧告で評価された点と評価されなかった点をあげ、鎌倉とともに「不記載」とされた外国の文化遺産の分析結果などをまとめている。第2部「平泉の再推薦の取り組みから見た留意点」では、まちづくりの重要性を指摘し、第3部は世界遺産再挑戦の「今後の方向性」を予測している。

報告書は「不記載」の要因を勧告に記されている3点に集約している。第1に勧告は中世鎌倉の都市全体を構成資産とみなしているが、文化面を除く政治権力や都市的要素を示す物証が不足しており、推薦書では完全性を十分に評価できないとしている。第2に推薦書は歴史的説明が中心であり、比較研究に基づく構成資産、重要な要素に関する価値の説明が不十分であると指摘した。第3に国内的価値に留まらない世界的普遍性を訴える説明も明確でないと結論づけた。

2. 歴史まちづくり

構成資産の解釈にあたって鎌倉市では、歴史まちづくり法の導入を最優先課題にした。勧告にも見られた市民生活面での課題を意識して、交通渋滞の解消や混雑の軽減などまちづくりを目標に掲げた。従来の世界遺産担当を歴史まちづくり担当に代え、4



月には神奈川県の世界遺産担当としてイコモス調査、勧告を陣頭指揮した文化財関係の幹部職員を鎌倉市の担当部長にするなど態勢強化を図った。

鎌倉市は歴史まちづくり法の中核をなす歴史的風致維持向上計画の策定に取り組んでいる。中世から近世、近代に至る鎌倉に視野を広げ、現代とのつながりを重視して、①鎌倉時代以来の社寺②三方山一方海の地形を利用した都市構造③江戸時代からの物見遊山に始まる周遊観光④近代以降の別荘文化の4つのベースからなる大枠を決めた。今後は歴史まちづくりの「重点地域」を選び、2016年秋までに法律の認定をめざす。

3. 世界遺産再挑戦

歴史まちづくりの推進を世界遺産再挑戦のきっかけとしたい鎌倉だが、その第一歩として4県市委員会は、鎌倉と国内外の寺社との比較研究に着手した。「イコモス勧告で評価された禅宗寺院の建物」である円覚寺舍利殿との比較によって鎌倉の特異性を浮き彫りにしようというものである。これまでに京都、長野、山梨、東京で調査を実施した。京都では天龍寺、妙心寺、知恩院を対象とした。長野・駒ヶ根市の光前寺と山梨・甲州市の恵林寺、東京・東村山では円覚寺の舍利殿とそっくりのお堂がある正福寺を選んだ。いずれも禅宗建造物や禅宗庭園で知られている。

2月には中国河南省の世界遺産「天地の中央にある登封の史跡群」に出向いて調査を行った。渡来僧菩提達磨が初めて禅宗を伝えたとされる少林寺もある。天文台の役割を果たした周公測景台、観星台などさまざまな要素を合わせて登録され、構成資産としての多様性もある。鎌倉の禅宗寺院に似通ったところとして、3年間にわたって中国と韓国での調査を進めていくという。

4. 鎌倉の将来

だが比較研究がどれほど再挑戦に向けての効果があるのかどうかは疑問である。比較研究の対象が多ければ多いほど鎌倉は厳しい立場になるであろう。他の禅宗寺院との比較で舍利殿の特異性が見つ

たにしてもあまりにも専門的な議論になりかねない。もっと広い意味で鎌倉の特異性を見つける努力をすべきではないのだろうか。

担当部長は「先の世界遺産への挑戦は、まちづくり上の課題や登録に向けた市民とのコンセンサス形成が不十分だったために挫折した。原点に立ち返って『歴史的遺産と共生するまちづくり』を進めることで、世界遺産登録の条件整備が進むのではないか」という。だが果たして1960年代の宅地造成ブームに反発し、古都保存法成立のきっかけの一つとなった市民パワーは、近代都市として成熟した今の鎌倉に期待できるのだろうか。普遍的価値を追求する世界遺産への道のりはますます長く、険しいものになりそうな現実である。



前野まさる 画

お知らせ

◆「日本イコモス賞」および「日本イコモス奨励賞」の募集について

日本イコモス国内委員会は、建造物、伝統的建造物群、文化的景観、遺跡である記念物及び歴史風土の保存、保全及び活用の振興をはかるため、「日本イコモス賞」および「日本イコモス奨励賞」を創設しました。(2014年の受賞者は日本イコモス HP に掲載)

日本イコモス賞は、文化遺産の保存活用理念、保存活用活動、保存活用プロジェクトの前進に貢献し優れた業績をあげた者に授与します。日本イコモス奨励賞は、若手研究者の育成と研究の奨励を目的として、文化遺産の保存活用理念、保存活用活動、保存活用プロジェクトの前進に優れた業績をあげたおむね45歳未満の者に授与します。

下記の募集要領にて、日本イコモス賞2015および日本イコモス奨励賞2015を募りますので、会員各位には平成27年9月4日(金)までに審査に必要な推薦書ならびに審査参考資料を必ず添付のうえ、ご応募いただけますようお願いいたします。

「日本イコモス賞」「日本イコモス奨励賞」

候補募集要領

受賞者資格：

文化遺産の保存活用に貢献し優れた業績をあげた会員等。

部門：

日本イコモス賞……………

文化遺産の保存活用理念、保存活用活動、保存活用プロジェクトの前進に貢献し優れた業績をあげた者

日本イコモス奨励賞……………

文化遺産の保存活用理念、保存活用活動、保存活用プロジェクトの前進に優れた業績をあげたおむね45歳未満の者

推薦（自薦を含む）：

日本イコモス賞および日本イコモス奨励賞は、日本イコモス国内委員会会員が推薦する。ただし、受賞候補者及び団体は、日本イコモス国内委員会会員・非会員を問わない。推薦書(日本イコモス HP の What's new 欄に2015年3月11日付で掲載)に、上記の業績内容を提示し得る審査参考資料(印刷物ほか)を添え、封筒に「日本イコモス賞 資料」と朱書きした上で、「日本イコモス賞選考委員会」宛に期日までに送付すること。なお、審査参考資料は原則として返却いたしませんので、ご了承ください。

選考：

選考は、日本イコモス賞選考委員会が審査を行って受賞候補者を選出し、理事会の議決を経て決定する。なお、選考の経緯や授賞理由等は、本年度総会の席上にて公表する。

表彰：

本年度総会の席上において、表彰状、賞牌を贈る。受賞者には、授賞式にて講演を行う。

選考委員：

小野昭(委員長)、尼崎博正、荻谷勇雅、前田耕作、宗田好史

なお、本件に関する詳細な問合せは日本イコモス国内委員会事務局(TEL03-3261-5303)までお願いします。



補注：

1. 推薦にあたっては、上記要領を読んでください。
2. 日本イコモス賞において、共同研究または共同作品については、受賞候補者は特にその中で業績が認められる者としてします。ただし、団体などで個人を選ぶことができないときは組織などを表彰することもあります。日本イコモス奨励賞については、研究者個人を対象とします。
3. 推薦理由は、評価の視点が明確になるよう、推薦書の書式に基づいてなるべく詳しく書いてください。
4. 推薦対象が発表された文献（コピーでも可）を必ず3部添付してください。

提出期限：平成27年9月4日（金）（期日厳守）

提出先：〒101-0003

東京都千代田区一ツ橋 2-5-5

（株）文化財保存計画協会気付

日本イコモス国内委員会事務局

「日本イコモス賞選考委員会」宛

※封筒に「日本イコモス賞 資料」と朱書きして下さい。

◆原爆ドーム牡蠣船問題について

矢野和之

被爆者や周辺住民からの反対が相次いでいる原爆ドームの近辺に牡蠣船（水上レストラン）が移転する問題に対し、日本イコモス国内委員会では、牡蠣船移転は慎重に判断するように広島市長に対し1月29日「懸念表明」を出したところであった（本誌7頁参照）。この問題に対し、広島市は計画を変えない判断をしたため、計画に反対する個人・団体は「かき船問題を考える会」を結成し署名活動を行ったところ、約4万人以上の署名が集まったそうである。ただし、国交省は、4月17日工事着工許可を出し、現在工事が進められており、河川緑地の桜の伐採も行われた。一時周辺の住民の反対により中断したが、工事が再開されたため、工事差し止め訴訟の準備が進められている。今後の展開次第では日本イコモスも新たな対応を求められるかも知れない。



写真1 工事が進められている牡蠣船



写真2 工事が進められている牡蠣船

事務局日誌

(2015年2月6日～2015年5月20日)



- 3/10 インフォメーション誌9期9号発行。
- 3/11 日本イコモス賞2015 および日本イコモス奨励賞2015の募集を開始。
- 3/14 第1回拡大理事会を開催。
- 3/21 イコモスアカデミーを開催。「現代の都市風景にみる動と静」をテーマに、赤坂信氏にご講演いただいた。
- 3/30 事務局員が水本朋菜から小林睦子に交代。
- 4/4 ICOMOS2015年次総会・諮問委員会実行委員会 第1回会合を開催。
- 4/15 イコモスアカデミーを開催。「敦煌莫高窟の文化財」をテーマに、中野照男氏にご講演いただいた。
- 4/16 広報会議を開催し、インフォメーション誌9期10号の掲載内容について協議した。
- 4/27 ネパールの震災に対してネパールイコモスにお見舞いのメッセージを送付。
- 4/27 ICOMOS2015年次総会・諮問委員会実行委員会 第2回会合を開催。
- 5/5 ネパールイコモスからお礼のメッセージを受領。
- 5/11 イコモスアカデミーを開催。「天空の古代都市マチュピチュ遺跡」をテーマに、西浦忠輝氏にご講演いただいた。

日本イコモス国内委員会 団体会員（代表者）

佐渡市（甲斐元也） 縄文遺跡群世界遺産登録推進本部（三村申吾）
百舌鳥・古市古墳群世界文化遺産登録推進本部会議（松井一郎）

日本イコモス国内委員会 維持会員（代表者）

株式会社 尾田組（尾田芳信）	株式会社 鴻池組（蔦田守弘）
株式会社 プレック研究所（杉尾伸太郎）	株式会社 文化財保存計画協会（矢野和之）
株式会社 トリアド工房（伊藤民郎）	「国宝松本城を世界遺産に」推進委員会（菅谷 昭）
西武建設株式会社（宮本文夫）	株式会社 小林石材工業（小林美和）
「善光寺の世界遺産登録をすすめる会」（加藤久雄）	株式会社 丹青社（青田嘉光）
株式会社 ゴールデン佐渡（澤邊一郎）	ANA セールス株式会社（白水政治）
國富株式会社（國富將嗣）	富士急行株式会社（堀内光一郎）

（敬称略・順不同）

日本イコモス国内委員会の活動には以上の企業・団体のご支援をいただいております。

●日本イコモス国内委員会

【第9期 執行部メンバー】（順不同）

委員長	西村 幸夫
副委員長	岡田 保良
	苅谷 勇雅
	前田 耕作
理事	尼崎 博正
	稲葉 信子
	岡村 勝行
	岸本 雅敏
	杉尾 邦江
	友田 正彦
	内藤秋枝 ユミ イザベル
	花里 利一
	平澤 毅
	益田 兼房
	宗田 好史
	山田 幸正
	山名 善之
監事	崎谷 康文
	杉尾 伸太郎
顧問	伊藤 延男
	坪井 清足
	石井 昭
	前野 まさる
事務局長	矢野 和之
本部執行委員	河野 俊行

【小委員会主査】

第一小委員会（憲章）	藤井 恵介
第四小委員会（世界遺産）	稲葉 信子
第六小委員会（鞆の浦）	河野 俊行
第七小委員会（白川郷）	西村 幸夫
第八小委員会（バッファゾーン）	崎谷 康文
第九小委員会（朝鮮通信使）	三宅 理一
第十小委員会（彩色）	窪寺 茂
第十一小委員会（歴史的都市マスタープラン）	山崎 正史
第十二小委員会（技術遺産）	伊東 孝
第十三小委員会（眺望遺産）	赤坂 信
第十四小委員会（20世紀建築）	山名 善之
第十五小委員会（水中文化遺産）	荒木 伸介

日本イコモスパートナースhip参加施設

姫路城
 仁和寺
 彦根城・彦根城博物館
 薬師寺
 国指定重文 和田家（岐阜県）
 毛越寺
 厳島神社
 国立西洋美術館
 二条城
 相倉民俗館 1 号館、相倉民俗館 2 号館、五箇山民俗館、
 五箇山塩硝の家（富山県南砺市）
 堺市博物館
 中尊寺
 尖石縄文考古館

■日本イコモス ISC メンバー表

○は、各 ISC の日本代表

委員会名	略称	委員
Analysis and Restoration of Structures of Architectural Heritage	ISCARSAH	○花里 利一・坂本 功・岩崎 好規・西澤 英和
Archaeological Heritage Management	ICAHM	○岡村 勝行・岸本 雅敏・小野 昭・中西 裕見子
Cultural Landscapes ICOMOS-IFLA	ISCCL	○大野 渉・石川 幹子・本中 眞
Cultural Routes	CIIC	○杉尾 邦江・大野 渉
Cultural Tourism	ICTC	○宗田 好史・山内 奈美子・石井 昭
Earthen Architectural Heritage	ISCEAH	○岡田 保良・山下 保博・渡辺 邦夫
Economics of Conservation	ISEC	
Energy and Sustainability	ISCES	
Fortification and Military Heritage	IcoFort	
Heritage Documentation	CIPA	近藤 康久
Historic Towns and Villages	CIVVIH	○福川 裕一
Interpretation and Presentation of Cultural Heritage Sites	ICIP	○門林 理恵子
Intangible Cultural Heritage	ICICH	稲葉 信子・内藤秋枝 ユミ イザベル
Legal, Administrative and Financial Issues	ICLAFI	○河野 俊行・八並 麓
Mural (Wall) Paintings	ISCMP	
International Polar Heritage Committee	IPHC	
Risk Preparedness	ICORP	○益田 兼房・大窪 健之・土岐 憲三
Rock Art	CAR	○小川 勝・五十嵐 ジャンヌ
Shared Built Heritage	ISCSBH	
Stained Glass	ISCV	
Stone	ISCS	○石崎 武志・西浦 忠輝
Theory and Philosophy of Conservation and Restoration	TheoPhilos	○内藤秋枝 ユミ イザベル・西村 幸夫・赤坂 信
International Training Committee	CIF	○稲葉 信子・福島 綾子
Underwater Cultural Heritage	ICUCH	○岩淵 聡文・池田 榮史
Vernacular Architecture	CIAV	○山田 幸正・大野 敏
Wood	IIWC	○渡邊 保弘・土本 俊和
20th Century Heritage	ISC20C	○山名 善之・田原 幸夫・鯨坂 徹

● ICOMOSとは

ICOMOS は、1964 年に採択された「記念物と遺産の保存に関する国際憲章（通称ヴェネツィア憲章）」を受けて 1965 年に設立された国際 NGO です。第 1 回総会は 1965 年 6 月にポーランドで開かれました。ユネスコをはじめとする国際機関と密接な関係を保ちながら、文化遺産保存に関する理論、方法論、科学技術の研究・応用、またユネスコの世界遺産条約に関しては、諮問機関として、登録の審査、モニタリングの活動等を行っています。各国の文化遺産保存分野の第一線の専門家や専門団体によって構成されており、2012 年 10 月時点で、参加国は 133 カ国を数え、会員は 12,000 人以上にのぼっています。28 の国際学術委員会を通じて様々な専門分野、テーマ別の活動が行われており、文化遺産の価値の高揚のための重要な役割を果たしています。

日本イコモス国内委員会は 1972 年にブタペストで開かれた第 3 回イコモス総会で承認され、関野克博士がその委員長に指名されました。1979 年に規約を採択し、イコモス本部執行委員会での承認を経て正式に発足しています。国内の文化遺産保存技術を高め、様々な情報を収集・交換し、後継者への技術的訓練を行う一方、各国の委員会やパリ本部と協力して、世界の文化遺産の保護のための国際協力活動を担っています。2015 年 5 月現在、会員 418 名、維持会員 14 団体、団体会員 3 団体、学生会員 3 名によって構成されており、専門的な調査研究を行う 12 の小委員会を設置しています。年次総会のほか、年 4 回の理事会、研究会、来日外国人専門家との懇談会などの開催や会報の発行を行っています。



JAPAN ICOMOS/INFORMATION

Vol.9, No.10 15 June 2015

日本イコモス国内委員会 委員長 西村幸夫

事務局長 矢野和之 編集 山田幸正

〒101-0003 東京都千代田区一ツ橋 2-5-5 岩波書店一ツ橋ビル 13 階

株式会社 文化財保存計画協会 気付

Tel & Fax: 03-3261-5303 e-mail: jpicomos@japan-icomos.org

<http://www.japan-icomos.org/>

JAPAN-ICOMOS National Committee Secretariat

c/o Japan Cultural Heritage Consultancy

Hitotsubashi 2-5-5-13F, Chiyoda-ku, Tokyo 101-0003, Japan

Tel & Fax: +81-3-3261-5303 e-mail: jpicomos@japan-icomos.org

<http://www.japan-icomos.org/>